

津山市地域防災計画

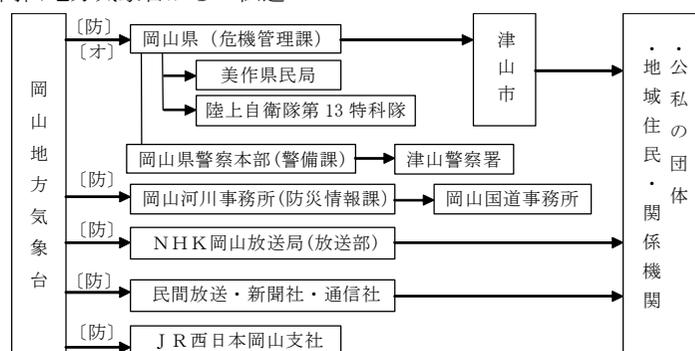
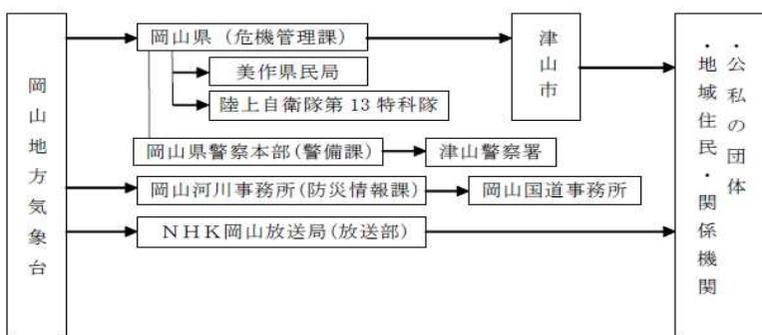
(震災対策編)

新旧対照表

頁	行	現行	修正案	修正理由
6	33 34 35	第1章 総則 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 2 処理すべき事務又は業務の大綱 (5) 自衛隊 ⑨ <u>炊飯及び給水の支援を行う。</u> <u>(新設)</u> ⑩～⑫ (略)	第1章 総則 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 2 処理すべき事務又は業務の大綱 (5) 自衛隊 ⑨ <u>給食及び給水を行う。</u> ⑩ <u>入浴支援を行う。</u> ⑪～⑬ (略)	表現の適正化 最近の防災に関する 施策の進展を踏まえ た修正
7	20	(6) 指定公共機関 [株式会社NTTドコモ(岡山支店)、KDDI株式会社(中国総支社)、 ソフトバンク株式会社(九州・中四国総務課)]	(6) 指定公共機関 [株式会社NTTドコモ(岡山支店)、KDDI株式会社(中国総支社)、 ソフトバンク株式会社(九州・中四国総務課)、 <u>楽天モバイル株式会社</u>]	指定公共機関の追加 に伴う修正
18	33	第6節 地震防災対策の実施に関する目標 1 南海トラフの巨大地震 (略) 最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が 記録されており、それから既に <u>約70年</u> が経過している。	第6節 地震防災対策の実施に関する目標 1 南海トラフの巨大地震 (略) 最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が 記録されており、それから既に <u>70年以上</u> が経過している。	年月の経過に伴う修 正
24	12	第2章 震災予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第2項 防災教育の推進計画 3 対策 (略) また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにお ける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。 (略)	第2章 震災予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第2項 防災教育の推進計画 3 対策 (略) また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにお ける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。 <u>さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育 の推進に努める。</u> (略)	「令和3年7月から の一連の豪雨災害を 踏まえた避難のあり 方について(報告)」 及び「第3次学校安全 の推進に関する計画」 を踏まえた修正
		第4項 防災ボランティア養成等計画 3 対策 (1) ボランティアの養成、登録	第4項 防災ボランティア養成等計画 3 対策 (1) ボランティアの養成、登録	

28	5 6 7 8	<p>[市、県]</p> <p>市及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項 災害応急体制整備計画</p> <p>3 対策</p> <p>(5) 関係機関の整備</p>	<p>[市、県]</p> <p>市及び県は、<u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。</u></p> <p>第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項 災害応急体制整備計画</p> <p>3 対策</p> <p>(5) 関係機関の整備</p>	<p>「防災教育・周知啓発ワーキンググループ 防災ボランティアチーム提言」を踏まえた修正</p>
44	33	<p><u>(新設)</u></p> <p>第4項 救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 組織体制の整備</p>	<p><u>サ 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>第4項 救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 組織体制の整備</p>	<p>「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」を踏まえた修正</p>
49	17	<p>市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効果的な救助・救急活動を行うため、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>第6項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知</p> <p>(略)</p>	<p>市、<u>県及び関係事業者は</u>、職員の安全確保を図りつつ、効果的な救助・救急活動を行うため、<u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め</u>、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>第6項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知</p> <p>(略)</p>	<p>「多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する高度化検討会（救助人材育成）の中間とりまとめ」を踏まえた修正</p>

58 59	42 1	<p>市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえた修正</p>
60	5	<p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。(略)</p>	<p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。<u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能なエネルギーの活用を含めた非常用電源設備等の整備に努める。</u></p>	<p>「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p>
61	17	<p>第3 運営体制</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるなど適切な対応を行う。</p>	<p>第3 運営体制</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家、NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努めるなど適切な対応を行う。</p>	<p>「防災教育・周知啓発ワーキンググループ 防災ボランティアチーム提言」を踏まえた修正</p>
		<p>第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第2項 地震情報の種別と伝達計画</p> <p>1 地震に関する警報等</p> <p>① 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p>	<p>第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第2項 地震情報の種別と伝達計画</p> <p>① 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上<u>または長周期地震動階級3以上の揺れ</u>が予想された場合に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p>	<p>長周期地震動階級の条件追加に伴う修正</p>

98	28	<p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>2 岡山地方気象台からの伝達</p> 	<p>なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>2 岡山地方気象台からの伝達</p> 	
100	16	<p>第3項 被害情報の収集伝達計画</p> <p>3 対策</p> <p>(2) 災害初期の被害情報の収集、連絡</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第3項 被害情報の収集伝達計画</p> <p>3 対策</p> <p>(2) 災害初期の被害情報の収集、連絡</p> <p><u>⑥ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p>	<p>現状に即した伝達内容に修正</p> <p>「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」を踏まえた修正</p>
105	26	<p>第6項 自衛隊災害派遣要請</p> <p>3 対策</p> <p>⑨ <u>炊飯及び給水</u></p> <p>被災者に対し、<u>炊飯及び給水の支援を行う。</u></p>	<p>第6項 自衛隊災害派遣要請</p> <p>3 対策</p> <p>⑨ <u>給食及び給水</u></p> <p>被災者に対し、<u>給食及び給水の支援を行う。</u></p>	<p>表現の適正化</p>
105	27	<p>28</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>28</p> <p><u>⑩ 入浴支援</u></p> <p><u>入浴施設の開設などにより、入浴の支援を行う。</u></p>	<p>最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p>
	29	<p>30</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>第2節 緊急活動</p> <p>第4項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第3 避難所の運営体制</p> <p>3 対策</p> <p>市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所に</p>	<p>⑩～⑬ (略)</p> <p>第2節 緊急活動</p> <p>第4項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第3 避難所の運営体制</p> <p>3 対策</p> <p>市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所に</p>	<p>「防災教育・周知啓発ワーキンググループ</p>

121	30	<p>おける正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。</p> <p>第3節 民生安定活動 第4項 食料、飲料水、生活必需品等の供給計画 第1 食料供給、炊出し計画 2 基本方針 (略)</p>	<p>おける正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。</p> <p>第3節 民生安定活動 第4項 食料、飲料水、生活必需品等の供給計画 第1 食料供給、炊出し計画 2 基本方針 (略)</p>	<p>防災ボランティアチーム提言」を踏まえた修正</p>
142	4	<p>また、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図るものとする。</p> <p>第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 (1) 応急仮設住宅の供与 ② 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 ア 建設による供与 a 建設基準 (b) 建物の規模等</p>	<p>また、<u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるとともに、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図るものとする。</u></p> <p>第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 (1) 応急仮設住宅の供与 ② 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 ア 建設による供与 a 建設基準 (b) 建物の規模等</p>	<p>「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえた修正</p>
161	42	<p>1戸当たりの面積及び費用は、<u>岡山県災害救助法施行規則別表第1</u>に定める基準とする。</p> <p>(c) 建築物着工時期及び供与期間 災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から<u>2年以内</u>とする。</p> <p>第4章 震災復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p>	<p>1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行規則（昭和35年岡山県規則第23号）<u>による。</u></p> <p>(c) 建築物着工時期及び供与期間 災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。</u></p> <p>第4章 震災復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p>	<p>災害救助法施行細則の改正を踏まえた修正 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の改正を踏まえた修正</p>
162	9	<p>第4章 震災復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p>	<p>第4章 震災復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p>	

168	20	<p>3 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。</p>	<p>3 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。 <u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u></p>	<p>「復旧・復興支援技術職員派遣制度に関する要綱」を踏まえた修正</p>
-----	----	--	--	---------------------------------------